著作権、新しい技術、データ販売

Yutaka Yasuda

著作権

- 目的
 - 著作物の公正な利用を行い、著作者の権利 を保護し、「文化の発展に寄与」する。
- よりうまく利用するための法律
 - 利用制限のためのものではない
- (当然ですが) これは日本の法律です

音楽の著作権

- ・ 楽譜以前、音楽は一過性だった
- 蓄音機以前、再現すら芸術家の仕事
- 音楽ビジネス
 - 技術が作り出した(拡大した)マーケットと 考えて良い

私的使用のための複製

- 日本著作権法
 - 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた 範囲内において使用すること(以下「私的使用」 という)を目的とする場合には(中略)その使用す る者が複製することができる。
- どこの国でも同じとは限らない

ベータマックス訴訟

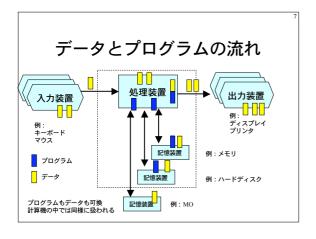
- USで家庭用ビデオ発売
 - 『コロンボ』を見ても『コジャック』は見逃さない
- ・ 裁判 (1976年)
 - 映画業界の売り上げが下がる
 - 原告:ユニバーサルスタジオ、ディズニー
 - 被告:ソニー本社、ソニー・アメリカ

Sony history: 第2部 第20章 第5話 ベータマックス訴訟 http://www.sony.co.jp/Fun/SH/2-20/h5.html

ベータマックス訴訟

- 主張
 - 映画は著作物であり複製の独占権は我々に ある、勝手に複製するのは違法
 - これはタイムシフト(盛田氏による造語)である
- 目的に注目するか技術(過程)に注目するか
 - 技術を言うならコンピュータの中で複製は 何度でも行われている(次頁)

1



ベータマックス訴訟

- 主張 (つづき)
 - 公共の利益
- 経過
 - 1979年10月 ソニー全面勝訴
 - 1981年 米国連邦高等裁判所では敗訴、連 邦最高裁判所へ
 - 1984年1月 ソニー勝訴

ベータマックス訴訟

- 裁判で決するだけでなく、立法とも関連する
 - USの著作権法(当時)には新技術に対する明確な記述がない
 - 日本のように「私的複製の例外」もない
- 結果
 - 立法こそされなかったが、裁判と立法活動が並行して展開

レンタルレコード業

- 複製機器(カセットテープ)の登場
- レンタルレコード店の普及
- 主張
 - レンタル業者は複製しておらず権利侵害は ない
 - 貸与自体は違法ではない

レンタルレコード業

- 1984年、著作権法を改正して解決
 - 立法で決着
 - 関係者の利益を守る方向
- DATはメーカーが対応
 - Digital to digitalの複製ができないように
 - 著作者・メーカーの歩み寄り
- DVDも複製不可の方向に企業が努力
 - 複製禁止のための機構がついた(迂回は違法)

ナップスター

- 個人が持っているデータをネットワーク越し に自由に交換できるシステム
- 1999年12月、US で音楽業界から提訴
- Napstar は閉鎖に
- おおよそ法的には決着したと考えられているが、
- 2003年4月 同種のサービス提供者 Streamcast NetworksとGroksterにロサンゼルスの米連邦地裁は 勝訴判決
- という経過だったが、いままた再燃している

10

2

対個人提訴へ

- RIAA が利用者の提訴を開始
 - 2003.6.26 大学内の数名を提訴
 - 1万ドル強の賠償金支払いに合意
 - 2003.9.9 には 261 名を対象に提訴
 - 2005.5.30 現在も継続的に提訴
- 実際に勝訴するかどうかはまだ不明

著作権法のインターネット対応

- 自動公衆送信可能化権
 - 「サーバ等から自動的に公衆送信されない 権利」の創設
 - 公衆に送信することへの権利はあった
 - インターネットで受信者側が起点になる 「自動送信」が発生

15

ファイルローグ

- 日本でのナップスター的事例
 - 2002.2.28 にJASRACがMMOを提訴 http://www.jasrac.or.jp/release/02/02.html
 - 2002.4.9 裁判所の差止仮処分命令によりサービ ス停止
 - 2002.5.13 MMOが答弁書を提出
 - http://www.filerogue.net/
 - 2003.1.29 東京地裁が違法の中間判決
 - 2003.12.17 賠償命令判決・控訴 (7100 万円)

新しい技術への対応

- 法律の対応
 - 著作権法の絶え間ない更新
- 技術による対応
 - CCCD (コピーコントロールCD)
- 音楽配信というビジネス
 - 2003.4 Apple が一曲99セントでオンライン販売
- 現在揺れている最中

17

意見を下さい

- 音楽販売の展開としてどのような可能性があるでしょう?
 - 音楽データの個人間での流通を今後も阻止すべき か?
 - もはやコントロールすべきではないのか?
 - CD販売に可能性はあるのか?
 - iTunes / 着うたフルのようなデータ販売に可能性 はあるか?

著作権と利用公開

- 決して相反しない概念であることを忘れず
 - 著作者の利益と、利用者の利益の両立
- 着陸点に向けて
 - 現時点では、著作権保護の理想と、新たな技術の可能性を、矛盾なく調和させる方法を探し出すことに、だれ一人成功していない。

「ファイル交換と音楽著作権問題」岡村久道(弁護士) http://www.zdnet.co.jp/internet/guide/0205/sp/04.html

- 既存の法律すら変わる可能性を考える

18

3

19

技術の進歩と拡散

- 技術が世界を書き換える速度
 - コンピュータやネットワークが加速
- 参加機会の広がり
 - 必要資源の小型・高性能・低廉化
 - 時間・空間を越えた共同作業を現実のものに
- 法律や文化との摩擦
 - 全体の流れ、歴史を忘れない